小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

<該当条項抜粋>

新	旧
(一般廃棄物処理計画)	(一般廃棄物処理計画)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 前項に規定する一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その	2 前項に規定する計画 に重要な変更があったときは、その
都度告示するものとする。	都度告示するものとする。
(一般廃棄物の処理)	(一般廃棄物の処理)
第31条 市長は、 <u>前条第1項に規定する一般廃棄物処理計画</u> に従い、家庭廃	第31条 市長は、前条の規定により定めた計画 に従い、家庭廃
棄物を処理しなければならない。	棄物を処理しなければならない。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(技術管理者の資格)	
第31条の2 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおり	
<u>とする。</u>	
(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部	
門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限	
<u>る。)</u>	
(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)	
であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験	
を有するもの	

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校 令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又 はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門 学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関す る科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校 令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課 程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業 した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校 令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又は これらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校 令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれら に相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる 者

(計画遵守義務等)

- 第32条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下 「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め可燃 物、不燃物、資源物等に分別し、袋等に収納して所定の場所に排出する等 第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、 流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を<u>排</u> 出する 所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

(計画遵守義務等)

- 第32条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め可燃物、不燃物、資源物等に分別し、袋等に収納して所定の場所に<u>持ち出す等</u>第30条の規定により定められた計画 に従わなければならない。
- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、 流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を<u>持</u> ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

- 第32条の4 市長及び市長が指定する者以外の者は、第30条第1項に規定する 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された資源物を収集し、又 は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行 わないよう命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったと きは、その旨を公表することができる。
- 4 第21条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。 (小平市行政手続条例の適用除外)
- 第32条の5 前条第2項の規定による命令については、小平市行政手続条例 (平成8年条例第14号)第3章の規定は、適用しない。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第44条 (略)

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認め 2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認め る産業廃棄物の処理について、第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計 画に含めるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可)

第51条 (略)

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする 者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生 (一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第44条 (略)

る産業廃棄物の処理について、第30条 に規定する計画 に含めるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可)

第51条 (略)

2 法第7条第4項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする 者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生

利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定 める者については、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでな │ 3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでな ければ、前2項の許可をしてはならない。
 - (1) (略)
 - (2) その申請の内容が、第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適 合するものであること。
 - (3) (略)
 - (4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。) が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者 イからエまで (略)

4から6まで (略)

(罰則)

第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第32条の4第2項の規定による命令に違反した者
- (3)から(5)まで (略)

利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定 める者については、この限りでない。

- ければ、前2項の許可をしてはならない。
- (1) (略)
- (2) その申請の内容が、市長が定める処理計画 合するものであること。
- (3) (略)
- (4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。) が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第3項第4号イからチまでの一に該当する者 イからエまで (略)

4から6まで (略)

(罰則)

第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2)から(4)まで (略)